

物品売払い契約書

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「売払人」という。）と
（以下「買受人」という。）は、物品の売買に関し、次のとおり契約を締結する。
（趣 旨）

第1条 売払人は、その所有する次の物品を買受人に売り渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

- (1) 名 称 使用済み単回使用医療機器売払契約
- (2) 予定数量 別紙の通り
- (3) 契約金額 単価契約とする
- (4) 売買代金の納入期限 納入通知書を発行してから14日以内までとする。
（契約保証金）

第2条 契約保証金は次のとおりとする。
契約金額の10分の1以上（又は免除）
（売買代金の納入）

第3条 買受人は、第1条に定める売買代金（以下「売買代金」という。）を売払人の発行する納入通知書兼領収書により第1条で定める納入期限までに売払人に納入しなければならない。
（物品の引渡し）

第4条 買受人は、当センター職員の立ち合いのうえ、第一条に定める物品（以下「物品」という。）を回収する。回収した時点で所有権は買受人に転移する。
（物品受領書の提出）

第5条 買受人は、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、物品受領書を売払人に提出しなければならない。
（違約金）

第6条 買受人は、売払代金を納入期限までに納入しないときは、当該期日の翌日から支払日までの日数に応じ、売払代金に年3.0パーセントを乗じて得た額を違約金として売払人に納付しなければならない。

2 前項の規定により算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。
（危険負担）

第7条 この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において、当該物品が売払人の責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。
（契約不適合）

第8条 買受人は、この契約締結後において、売買物品に契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
（売払人の契約解除権）

第9条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により買受人に損害があっても、売払人はその責めを負わないものとする。

- (1) この契約の締結又は履行に当たり不正の行為をしたとき。
- (2) 成年被後見人となったとき、並びに被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (4) 売払人に対しこの契約の解除を申し入れたとき。
- (5) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 買受人が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該再委託契約等の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

2 買受人は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を売払人に請求することができない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は売払人に帰属するものとし、契約保証金が免除されているときは、買受人は、売払代金の10分の1に相当する額を違約金として売払人が指定する期間内に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が買受人の責めに帰することができないものであると売払人が認めたときは、この限りでない。

4 買受人は、前項の違約金を売払人が指定する期間内に納付しないときは、当該期日の翌日から支払日までの日数に応じ、売払代金に年3.0パーセントを乗じて得た額を違約金として売払人に納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

6 売払人は、第1項の規定により契約を解除したときにおいて、買受人が納入した売買代金があるときは、これを返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

（損害賠償）

第10条 買受人は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第11条 売払人は、第9条第6項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が違約金又は損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

（権利義務譲渡等の禁止）

第12条 買受人は、売払人の承認を得ないで、この契約から生ずる義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第13条 買受人は、買受人又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、売払人への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 買受人は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（履行の延長）

第14条 買受人は、天災その他やむを得ない理由により、契約の履行が期限までに完了しないと認められる場合は、すみやかにその理由を書面をもって、売払人に申し出るものとする。

（定めのない事項等）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して生じた疑義については、売払人、買受人協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、売出人、買受人記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県熊谷市板井1696
売出人 地方独立行政法人 埼玉県立病院機構
埼玉県立循環器・呼吸器病センター
病院長 池谷 朋彦 

買受人